

現行基準の見直し：【論点2】金融商品の測定
 - [論点2-1] 測定区分の見直し(1)：基本的な考え方 -

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」の概要と金融商品会計の現状

1. 平成 21 年 5 月に公表された「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」）では、IASB 公表のディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」（以下「IASB の DP」という。）において検討されている測定区分の削減の可能性などを含むその時点での国際的な会計基準を巡る議論を踏まえて、測定区分の見直しの可能性について検討している。
2. 我が国の金融商品会計基準は、公正価値¹評価を基本としつつ保有目的（経営者の意図）や金融資産の属性に応じた処理方法を定めており、基本的な考え方において、その時点での国際的な会計基準とほぼ同様と考えられる。しかしながら、IASB 及び FASB が G20 等から金融商品会計の簡素化の要請を受けて検討を進めている状況を踏まえ、論点整理では、金融商品を公正価値で測定するか否かの規準や、一部の測定区分について具体的な見直しの可能性を整理した。論点整理に対して、＜参考＞に掲げるコメントを受領した。

＜参考＞ 論点整理に対するコメントの概要（詳細は Appendix を参照）

(3) デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか。

- 混合測定属性、保有目的（経営者の意図）や金融商品の属性を考慮する現行の考え方を維持すべき。
 現行の測定区分の考え方を有価証券だけでなく、金融商品全般に広げるべきとの派生意見もあり。
- IASB の ED を踏まえてさらに検討すべき。
- 資産と負債の会計処理の整合性に考慮すべき。純利益の意義を明確にすべき。

(4) 売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。

(5) 売却可能の分類を維持すべきと考えますか。その場合、どのような金融商品をこの分類に含めるべきと考えますか。

- 現行通り維持すべき。
 保有目的は多様で特定困難との意見、営業政策上保有する取引先の株式など、具体的な意見などがあつた。
- 売却可能の分類は維持すべきだが、縮小又は削除の可能性を検討することは同意。
- IASB の動向に沿って再検討すべき。
 資本性金融商品に特別な取扱いが必要であれば範囲の明確化等の対応が必要

3. なお、IASB は、論点整理コメント期間中の平成 21 年 7 月に公開草案「金融商品：分

¹ 本資料では、論点整理同様、我が国の現行基準等の「時価」に代え、「公正価値」としている。

類及び測定」を公表、その後、同年 11 月に最終基準 IFRS 第 9 号「金融商品」を公表し、金融資産に関する分類及び測定フェーズに関する検討を一区切りしている。その中では、後述するように、金融資産の測定区分を、事業モデルと CF の特性の要件を用いて原則として 2 つとしている。一方で、FASB は本年第 1 四半期に公開草案を公表予定であり、測定区分に関する暫定決定が平成 21 年 8 月に HP 上で公表された。それによれば、金融資産を公正価値で評価するが、IASB と類似の要件を用いて、評価差額を OCI とすることを許容するか否かを定めるものとしている。

我が国の会計基準における取扱いと国際的な会計基準における取扱いの整理

我が国の会計基準における取扱い

4. 我が国の金融商品会計基準では、公正価値による自由な換金・決済等が可能な金融資産については、投資情報としても企業の財務認識としても、また、コンバージェンスの観点からも、公正価値の開示にとどまらず、公正価値評価を行い適切に財務諸表に反映することが必要であるとしている。しかし、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売買・換金を行うことに事業遂行上等の制約がある場合も考慮し、公正価値評価を基本としつつ保有目的（経営者の意図）や金融資産の属性に応じた処理方法を定めている。
5. 金融商品会計基準においては、金融資産のうち有価証券（子会社株式及び関連会社株式以外）を次の 3 つに分類することとしている（金融商品会計基準第 15 項、第 16 項及び第 18 項）。

対 象	測定の方法	評価差額	減損の検討
売買目的有価証券	公正価値	純損益	不要
満期保有目的の債券	償却原価	N/A	必要
その他有価証券	公正価値	全部純資産直入、又は、 部分純資産直入 ²	必要

6. 一方、金融資産のうち、債権については、金利の調整額を配分する償却原価法が適用される。また、金融負債は、借入金のように一般的には市場がないか、社債のように市場があっても、自己の発行した社債を公正価値により自由に清算するには事業遂行上等の制約があると考えられることから、通常、公正価値評価の対象とはされていない。

² 公正価値が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法。

国際的な会計基準における取扱い及びその動向

（IFRS 及び IASB の動向）

7. IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」においては、我が国のように有価証券と債権とを区別せず、金融資産を次の４つに分類している。

対 象	測定の方法	評価差額	減損の検討
純損益を通じた公正価値により測定 トレーディング目的 公正価値オプション	公正価値	純損益	不要
満期保有投資	償却原価	N/A	必要
貸付金及び債権	償却原価	N/A	必要
売却可能金融資産	公正価値	その他の包括利 益（OCI） 組替調整 ³ あり	必要

8. また、金融負債に関しては、公正価値オプションで指定されるなどの一部の例外を除いて、原則として償却原価により測定される。
9. IASB は、前述のとおり、平成 21 年 11 月に金融資産の分類及び測定に関する改訂基準 IFRS 第 9 号を公表している。財務情報の有用性と複雑性の低減の観点から、従来の IAS 第 39 号から以下のように大幅な手直しを行った。

要件	測定の方法	評価差額	減損の検討
以下の双方を満たす金融資産。 事業モデルの要件：契約 CF 回収のために 保有するという事業モデルで保有 CF の特性の要件：契約条件において、CF の発生日が定められており、その CF が元 本及び元本に対する利息の支払のみ	償却原価	N/A	必要
公正価値オプション ・ 会計上のミスマッチ ・ 当初認識時の指定	公正価値	純損益	不要
上記以外の金融資産	公正価値	純損益	不要
OCI 表示のオプション ・ 資本性金融商品（株式等） ・ トレーディング目的以外 ・ 当初認識時に指定	公正価値	OCI 組替調整 なし	不要

³ OCI から純損益へのリサイクリングのこと。

審議事項（４） - ２

10. 金融負債の取扱いは、当面、現行の IAS 第 39 号のとおりだが、現在、改訂の検討が進められている。このフェーズは、金融資産と同様に、どの項目を公正価値評価するか、また、公正価値評価した場合、損益計算書の表示をどうするかが、論点となっている。また、公正価値評価する場合、自己の信用リスクの変動を負債（例えば借入金）の測定に反映するかが論点となっている（業績が悪化した場合に、負債が減少し利益が出る現象をどのように考えるか。）。
11. 公開草案段階での ASBJ のコメントでは、以下の趣旨のコメントを行った。

- 企業の事業モデルをベースに分類を検討していくアプローチに賛同。
- 一部の投資に対して、OCI 表示の選択を設けることは妥当だが、リサイクリングの廃止については、当該プロジェクトでなく、包括的に検討すべき。

（米国会計基準及び FASB の動向）

12. FASB-ASC Topic 320-10 では、すべての負債性の有価証券⁴（債券など）と公正価値を容易に決定可能な資本性の有価証券（株式など）が取り扱われ、これらの有価証券を我が国とほぼ同様に次の 3 つに分類している。

対 象	測定の方法	評価差額	減損の検討
トレーディング目的有価証券	公正価値	純損益	不要
満期保有有価証券	償却原価	N/A	必要
売却可能有価証券	公正価値	OCI 組替調整あり	必要

[これに加えて公正価値オプション（FASB-ASC Topic 825-10）の取扱いあり]

13. FASB でも金融商品会計の見直しを進めているが、IFRS 第 9 号と異なり、以下の方法を暫定合意している。また、一部の例外を除いて、金融負債にも同様の要件が適用される。

対 象	測定の方法	評価差額	減損の検討
(A) (B) 以外のすべての金融資産	公正価値	当期純利益	不要
(B) 元本金額を有する負債性の金融資産（債券、貸付金など）で、売却又は決済ではなく、契約 CF を回収するために保有するとの事業戦略によるもの	公正価値	OCI 組替調整あり	必要

⁴ 同トピックでは、企業との債権債務関係を示すものとしており、また、強制償還又は保有者の選択による償還が可能な優先株式も含まれるとしている。

今後の方向性

基本的な考え方

14. 我が国の現行モデルは、IAS 第 39 号の測定区分モデルを参考として開発されたものであり、IFRS 第 9 号の測定区分モデルと我が国の現行モデルを比較すると以下のような違いが認められる。

項目	IFRS 第 9 号の測定区分モデル	我が国の現行モデル
測定区分	原則 2 区分 <ul style="list-style-type: none"> 償却原価 公正価値（評価差額は純損益） 公正価値測定で OCI 表示オプションの例外あり。	有価証券を 3 区分（除、子会社株式及び関連会社株式） <ul style="list-style-type: none"> 売買目的有価証券 満期保有目的の債券 その他有価証券（法的形態から、債権を別に定めている。）
デフォルト区分 ⁵	公正価値（評価差額は純損益）	その他有価証券（公正価値で評価差額は OCI）
区分の基本的な考え方	事業モデルと CF の特性	金融資産の保有目的と属性
減損の適用	償却原価区分のみ	満期保有の債券、その他有価証券、債権
組替調整	OCI の評価差額は組替調整しない（OCI 表示オプション）。	OCI の評価差額を組替調整する（その他有価証券）。

15. 前回親委員会（1 月 28 日）において、以下のような意見があり、国際的な動向を注視しながら柔軟性を保持しつつ、金融商品専門委員会において、検討状況の整理の公表に向けた検討を進めていくことが概ね了解された。

- 「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」を公表後、IASB の検討内容も変更されているため、ASBJ として公開草案の公表前に方向性を示す検討状況の整理を公表し意見を求めることに賛成である。
- 検討状況の整理は、IFRS 第 9 号の翻訳だけではなく、市場関係者に具体的な要件をイメージしてもらえるものとなるよう踏み込んだ議論が必要である。
- IASB と FASB のコンバージェンスの動向、EU による IFRS 第 9 号の承認の状況を注視する必要があり、検討状況の整理においては、現行の IAS 第 39 号に対応する現行の我が国の会計基準の適用を当面続ける選択肢も示した方がよい。
- IASB と FASB の改訂動向を注視しながら柔軟に対応すべきである。

⁵ 積極的な要件にあてはまらない場合の測定区分。

16. 今後、検討状況の整理の公表に向けてどのようなアプローチを採用するかが問題となる。 [論点 2-1] に関しては、既に IASB が基準を最終化し、また、FASB も公開草案に向けた準備が進みつつあるなど、論点整理公表時点と環境が大きく変化してきていることを考慮すると、最終化された IFRS 第 9 号の測定区分モデルをベースとした場合に問題となる事項を検討するアプローチを採用してはどうかと考える。

（理由）

- IFRS 第 9 号の測定区分モデルは、原則として 2 区分が採用されるなど、従来のモデルと比較して簡素化が図られている。また、事業モデルを考慮した混合測定属性モデルであり、基本的な方向性は支持できると考えられる。
- IFRS 第 9 号は基本的な測定を償却原価と公正価値としており、FASB の提案が公正価値を基本的な測定に据えているのとは異なっている。しかしながら、FASB の提案が評価差額を OCI とするか否かの要件は、IFRS 第 9 号の償却原価の要件に類似している。すなわち、両者は、公正価値を貸借対照表上で表示するか否かの違いはあっても、大きな方向性は同じと見られる。このため、今後、こうした IASB と FASB の方向性にブレが生じることはあまり予想されない。
- 現行アプローチを出発点として IFRS 第 9 号への道筋を検討するアプローチも考えられるが、すでに公開草案の段階で IFRS 第 9 号のモデルを一旦検討した蓄積があることを考えると、直接 IFRS 第 9 号を出発点とするアプローチの方が効果的であると考えられる。

17. なお、検討状況の整理の主な対象となる会計基準、適用指針として、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」がある。これらの会計基準等の見直しをどのように行っていくのか、既存の基準、指針の一部改正とするか、全面的な見直しとするかという点も問題となる。これには、日本公認会計士協会から公表されている会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」など、金融商品会計に関連する指針等も影響を受ける可能性がある。

（ディスカッション・ポイント）

- IFRS 第 9 号の測定区分モデルをベースとするアプローチで検討を進めることではどうか。
- 今後、会計基準の見直しを進める場合、既存の会計基準を基礎として必要な見直しを行っていくべきか、あるいは、新たな基準を開発すべきか。

【専門委員会（3月16日）での議論】

- IFRS 第 9 号をベースで検討を進めていながら日本の問題点も考えていくことで概ね同意された。
- なお、第 63 回専門委員会（４月 1 日）において、非上場株式の測定に関して、公正価値測定の対象とするか否かは公正価値測定のガイダンスを設けるか否かの前の議論に位置付けられるべき、IFRS 第 9 号ベースであっても公正価値と取得原価のいずれかの選択とすることを検討すべき、との意見があった。

IFRS 第 9 号の測定区分モデルをベースにした場合に検討が必要と考えられる事項

（その他の包括利益で評価差額を表示する場合の組替調整の有無）

18. IFRS 第 9 号では、現行 IAS 第 39 号における売却可能分類が削除され、公正価値評価される金融資産は原則として評価差額を純損益に反映することとされている。ただし、資本性金融商品への投資のうち、トレーディング目的でないものは、取消不能の当初認識時の選択により、公正価値の評価差額を OCI に表示することが許容されている（OCI 表示オプション）。この評価差額は、当該投資の認識の中止時点で組替調整することが禁止されており、従前の売却可能分類と異なる取扱いとなっている。IFRS 第 9 号では、このような取扱いを採用した理由を以下のように説明している。

IFRS 第 9 号 BC86 項(b)

多くの財務諸表の利用者をはじめ、多くのコメント提供者が、公正価値変動額を（持分金融商品への投資の認識の中止時点で）事後的に純損益に振り替える（リサイクリングする）ことを禁止する提案を支持しなかった。そうしたコメント提供者は、実現利得及び損失と未実現利得及び損失との間の区別を維持するアプローチを支持し、企業の業績にすべての実現利得及び損失を含めるべきであると述べた。しかし当審議会は、そうした投資に対する利得及び損失の認識は一度きりのものであり、したがってその他の包括利益に利得又は損失を認識し、その後純損益に振り替えるのは不適切であると結論付けた。さらに当審議会は、利得及び損失を純損益にリサイクリングすると、IAS 第 39 号における売却可能区分に類似するものが生み出されることになり、実務上の問題を生じさせていた資本性金融商品を減損に関し評価することを要求する規定に通じることに注目した。それは金融商品に関する財務報告を大きく改善するものでもなければその複雑性を減少させるものでもない。したがって当審議会は、資本性金融商品の認識が中止されるときに利得及び損失を純損益にリサイクルすることを禁止することを決めた。

19. 一方、当委員会では、前述のとおり、公開草案の提案に対して、組替調整の廃止の是非は財務諸表表示プロジェクトに係る幅広い問題であり、金融商品会計の見直しの現在のプロジェクトでなく、包括的に議論すべきであり、純利益は企業の業績を示すも

審議事項（４） - ２

のであって組替調整の存在を前提とすべきであることをコメントした。当委員会では、従来から、純損益は投資のリスクから解放された成果を示すものとして、包括利益とは独立の総合的な業績指標であることを主張しており、包括利益に計上されることを理由に純損益への組替調整が否定される理由はないと考えている。

20. しかしながら、IFRS 第 9 号では、18 項のように確定した。このため、IFRS 第 9 号をベースとする場合、この取扱いに合わせて純損益への組替調整を禁止すべきかが問題となる。これについては、IFRS 第 9 号が確定した現段階において、我が国の会計基準と IFRS では、組替調整の有無だけでなく、それに伴う減損の取扱いにも差異が生じることとなる。このため、我が国の会計基準と IFRS とのコンバージェンスの観点から、金融資産の評価差額を OCI に表示する場合、認識の中止時の組替調整をとりやめることも可能性として検討していく必要があるのではないかと考える。
21. また、個別財務諸表の場合、組替調整のある純損益が様々な計算基礎に用いられてきており、会社法との関係や税務問題などが存在する。そのため、組替調整の廃止の影響が大きいことが想像できるため、関係者の理解を得ながら慎重に進めていく必要がある⁶。

（ディスカッション・ポイント）

- 一部の金融資産に対する OCI の組替調整を禁止する方向性についてどのように考えるか。

【専門委員会（3月16日）での議論】

- 一部の金融資産に対する OCI の組替調整を禁止する方向性については、日本として従来主張したことを大きく変えるべきか、純利益の考え方を変えるべきかについて、今後、純利益や包括利益の概念の交通整理も踏まえ、十分議論し、外部に問いかけていく必要があるとされた。

（追加指針の必要性）

22. IFRS 第 9 号は適用指針が限定的であり、それをベースとする場合、我が国の状況に合わせて指針を追加すべきか否かが問題となる。
23. 例えば、IFRS 第 9 号は、市場価格のない株式への投資も公正価値で測定するとして、取得原価が公正価値の適切な見積りとなる場合やならない場合について定性的な指針を設けている。しかし、公正価値の評価技法については、十分に開発されているとして具体的な取扱いを示していない。我が国の場合、これまで公正価値で測定する慣行

⁶ 個別財務諸表における組替調整の問題については、親委員会にて検討することを予定。

がなく、IFRS 第 9 号のような指針で十分かとの議論が生じる可能性もある。

24. しかし、IFRS や IFRIC に明示のない指針を追加すると、その部分が IFRS と我が国会計基準の差異として危惧される恐れもある。このため、指針の追加は可能な限り、限定的とすべきである。一方で、我が国の会計基準を運用可能なものとするためには、我が国の環境に則した指針のニーズも存在すると考えられる。
25. 今後、検討状況の整理の開発にあたっては、適用指針を IFRS 第 9 号ベースとした場合に、実務上の支障がないかどうか、もし、支障があるとすれば、基準間の差異が生じる可能性も踏まえつつ、あえて指針を設けるべき部分があるか否かの意見を聞いていく必要があると考えられる。

（ディスカッション・ポイント）

- IFRS 第 9 号の適用指針を拡充すべき点はあるか。
- その場合に、指針の拡充について、検討状況の整理でコメントを求めていくことでよいか。

【専門委員会（3月16日）での議論】

- 引き続き検討することとされた。

（対象範囲）

26. 対象範囲について、以下の 2 点、検討事項として提示する。
- (1) 検討状況の整理の対象を、金融資産のみとするか、金融負債も加えた金融商品全般とするか。
- これについては、現在、金融負債の取扱いを IASB で検討中のことから、IFRS 第 9 号と同様、金融資産を対象とすることではどうかと考える。
- (2) 子会社株式、関連会社株式を金融商品会計の範囲として扱うか（個別財務諸表上の取扱い）。

IAS 第 27 号では、個別財務諸表（separate financial statements）において、子会社株式、関連会社株式は、取得原価とする、又は、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号に従う、とされている。子会社株式及び関連会社株式は、通常、IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号の対象から除かれるが、後者の場合に限り、対象とされる。

我が国の場合、子会社株式及び関連会社株式の個別財務諸表上の取扱いは金融商品会計基準にある。子会社株式及び関連会社株式は事業投資として取得原価とされ、これは、IAS 第 27 号の取扱いの一部であるため、IFRS との相違は生じてお

審議事項（４） - ２

らず、コンバージェンスの観点で論点は生じない。

ただし、IFRS 第 9 号が資本性金融商品への投資を公正価値で測定すると規定している中で、我が国において子会社株式及び関連会社株式の個別財務諸表上の取扱いを引き続き、金融商品会計基準の対象とするかどうかは検討の余地があると考えられる。もし、取得原価以外の選択肢を設けなければ、他会計基準の対象とすることも考えられるが、その場合には、一部、注記に影響を与える可能性があるため、慎重に検討していく。

（ディスカッション・ポイント）

- 検討状況の整理の対象を金融資産のみとすることでよいか。
- 子会社株式及び関連会社株式の個別財務諸表での取扱いは、どの会計基準で扱うべきか。

【専門委員会（3月16日）での議論】

- 検討状況の整理の対象については、金融資産を対象とすることで概ね合意された。
- 子会社株式及び関連会社株式の個別財務諸表での取扱いは、引き続き検討することとされた。

以上

審議事項（４） - ２

Appendix 寄せられたコメントの概要（平成 21 年 8 月 25 日資料より関係箇所を抜粋）

論点の項目	コメントの概要
【論点 2】金融商品の測定	
[論点 2-1] 測定区分の見直し	
質問(3) デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか。	
1) 現行の考え方を維持すべき	<p>公正価値ですべての金融商品を測定することは正しい方向性とは言えない。国際的な会計基準での議論においても、公正価値による単一の方法を目指すのではなく、いわゆる混合測定属性をベースに改善を図るかが現在の議論の中心となっている背景から、我が国の金融商品会計基準の考え方である保有目的及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定めるべき点については、我が国の考え方を更に整理してより積極的に意見発信を行うべきである。（CL06 日本貿易会）（同様のコメントに（CL02 佐々木秀和）（CL03 あずさ監査法人）（CL07 布津陽一郎）（CL12 生命保険協会））</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保有目的に合致した会計処理は意思決定有用性に資すると考えられるため、保有目的によって金融商品を区分する現行日本基準を概ね支持する。なお、測定方法にもとづく区分を設けた上で、それぞれの区分に属する金融商品を主として保有目的により規定する方法は、実質的には保有目的による区分と等しいため、現行日本基準と同様に概ね支持する。事業投資と金融投資による区分は一般的には合理性が高いと考えられるため支持し得る。但し、不明確な点など、問題もある。（CL02 佐々木秀和） ➢ 現行の日本の会計基準通り保有目的にて区分することが妥当である。なぜならばそれが財務諸表利用者の理にかなうからである。ただし将来的には必ずしも現状の 3 区分を維持する必要は無い。（CL07 布津陽一郎） ➢ 測定区分の見直しは、財務報告の利用者及び作成者へ与える影響が大きいため、上記視点及び合理性や費用対効果を十分に勘案するべきである。（CL12 生命保険協会） <p>デリバティブ以外の金融商品についても、企業の投資の実態を適切に反映させることに主眼を置いた観点で区分するべきである。「金融商品をすべて公正価値で測定すること」は、会計の簡素化には資するかもしれないが、結果として企業の投資活動の実態を誤った形で会計情報利用者に伝達する恐れが強く、会計の本源的価値を阻害する懸念がある。現行の我が国の会計基準における区分を維持することが適切と思われる。（CL10 ISDA）</p> <p>時価あり・時価なし等の外観で区分されるべきではなく、投資の性質により区分され</p>

審議事項（４） - ２

論点の項目	コメントの概要
	<p>るべきである。投資対象物により将来得られる収益は、経営の意図するところに大きく左右される性質のものであり、財務諸表の有用性を高めるためには、経営の意図するところを財務諸表に反映させることが適切であり、そのためには投資の性質により金融商品を区分するのが妥当と考える。（CL14 企業の資金調達の円滑化に関する協議会）</p>
<p>2) 現行の考え方をベースに金融商品全般の区分とすべき</p>	<p>金融商品会計基準では、その法的形態を基礎に有価証券として会計処理されるものを定めていると考えられるが、有価証券に該当しない場合であっても、保有目的（経営者の意図）やその実態を基礎とした事後測定が可能となることから、IAS 第 39 号と同様にすべての金融商品を対象として測定区分（保有目的区分）ごとに会計処理を定めることが妥当と考えられる。（CL13 新日本有限責任監査法人）（同様のコメントに（CL03 あずさ監査法人）（CL15 日本公認会計士協会））</p> <p>➤ 金融商品の測定区分の決定においては、情報の信頼性、会計情報の有用性を検討すべきと考える。金融商品に関する会計情報の信頼性があるかという観点で、測定区分を検討する必要がある。現行の金融商品会計基準における測定区分を維持する場合には、そのような経営者の操作を排除するための制約（金融商品実務指針における保有目的変更に関する制約と同等のものなど）が引き続き必要と考えられる。（CL15 日本公認会計士協会）</p>
<p>3) 資産及び負債の会計処理の整合性、純利益の意義、OCI・リサイクリングの維持</p>	<p>(1) 資産及び負債の会計処理の整合性</p> <p>保険会社は一般的に、保険負債とその見合いとして保有する金融資産の総合的な管理（ALM）を行っている。したがって、保険負債の評価基準と、金融商品の評価基準が整合するか、もしくはオプションによって整合させることができるか、いずれかを要望する。ついては、金融商品の評価基準は、保険負債の検討とセットで検討されるべきであり、金融商品だけを先行して結論を出すことは適当でないと考える。</p> <p>(2) 純利益の意義</p> <p>財務諸表の利用者の意思決定においては、当期の業績を示す純利益が重要な役割を担っており、測定区分を見直す際にも、純利益が果たす役割を損なうことのないよう十分に配慮する必要がある。最近の IASB の議論では、企業が保有株式について銘柄ごとに「その他包括利益」で計上する区分を適用することを自由に選択できることとなっているが、自由な選択を認めるルールでは純利益の概念がきわめて曖昧なものとなるため、投資家に対して有用な純利益情報を提供できず、また企業間の純利益情報の比較可能性も損なわれると考えられる。</p> <p>測定区分及びそれに伴う純利益へ反映される範囲については、まず純利益の概念及び範囲を明確に定義し、その上で議論すべきであると考え。今回の測定区分の見直しは、市場、特に日本の株式市場に大きな影響を与える可能性があり、慎重な議論並びに移行</p>

審議事項（４） - ２

論点の項目	コメントの概要
	<p>までの十分な期間設定が必要と考える。（CL08 日本損害保険協会）</p> <p>その他有価証券（売却可能金融資産）の区分の見直しについては、本論点整理 59 項(3)に記載のある「負債の性質に見合った一定の運用を行なっている場合に、負債の会計処理に見合った資産側の会計処理とする」という視点を十分に踏まえた上で検討が必要と考える。保険会社の多くは、負債の会計処理に鑑み、保有する債券の大半を償却原価で評価しているため、財務報告の利用者に正しい情報を伝える観点からも上記視点はより一層重要と考える。</p> <p>保険事業は、長期にわたるリスクを引き受け、それを確実に履行することが求められるビジネスであり、保有する資産・負債の公正価値の変動で利益をあげるビジネスではない。そのため、貸借対照表（又は財政状態計算書）上では、資産・負債について公正価値で表示される場合であっても、事業の損益は、純利益において適切に表示されるべきであり、株式以外の金融商品についても、その評価差額を全額純資産に直入する取扱い（又は OCI での表示）を可能とすることが必要であると考え。</p> <p>さらに、IASB では、OCI での表示をした評価損益のリサイクリングを禁じる提案がなされているが、リサイクリングを許容しないと、包括利益に表示される損益のうち、純利益に表示されないものが多額に発生することになり、純利益の指標性を著しく損なうことになる。</p> <p>このため、資産と負債の再評価について幅広く OCI とリサイクリングを認めることにより、評価損益を含む全ての損益を表示する包括利益と、評価益を含まず適正な企業の収益力を表示する純利益に機能を明確に分け、異なる機能を有する 2 つの損益を利用者に開示することが利用者にとって有益な情報を提供することになると我々は信じている。純利益を価値ある指標として維持するため、リサイクリングは必要であると強く認識している。</p> <p>IASB では OCI で表示する株式について、株価の変動だけでなく株主配当も OCI で表示することが提案されているが、このような取扱いは、純利益の性質を大きく変えるものである。我々は、純利益の位置づけを考えると、株主配当のほか、債券利息・償還損益を含む全ての実現投資収益は純利益に計上することが適切であると考え。（CL12 生命保険協会）</p> <p>本論点整理 61 項(2)で示されたような性格の株式について、取得原価で評価するのではなく、公正価値により評価した上で、評価差額（税効果考慮後）をその他包括利益（その他有価証券評価差額金）に計上し、一定の場合にはリサイクリングを行う現行処理を継続すべきかどうか及び当該区分に該当する株式の要件について、検討すべきと考える。（CL13 新日本有限責任監査法人）</p>
4) IASB の	平成 21 年 7 月 15 日に、IASB から、ED「金融商品：分類及び測定」が公表され、その

審議事項（４） - ２

論点の項目	コメントの概要
ED を踏まえさらに検討すべき	<p>内容と[論点2-1]の内容が乖離しているので、コンバージェンスを前提として議論する場合、本論点整理 55 項が示すように、保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定めることが適当であるといえるのかについて、再検討が必要であると思われる。</p> <p>また、投資をその性質により事業投資と金融投資とに2分する考え方は、確かにわかりやすいが、必ずしも企業の活動のすべてを説明できるわけではないので、このような考え方を継続し、意見発信していくとした場合には、事業投資及び金融投資の定義を明確に示し、満期保有目的債券を償却原価で評価することや、売却可能金融資産を時価評価しながらその評価差額を純利益に含めないということと、2区分に基づく会計処理との関係を理論的に明らかにすべきである。（CL16 産業経理協会）</p> <p>測定区分をはじめ、我が国における金融商品会計の見直しにあたっては、IASB の ED の考え方、すなわち経営者の意図ではなく金融商品の属性により測定区分を決定するという考え方を考慮すべきとの意見がある。一方で、財務諸表の有用性を高めるためには、測定区分についても、経営者の意図を反映することが必要であり、投資の性質により区分されるべきとの意見もある。すなわち、事業投資については、事業の遂行を通じた資金の獲得により成果を認識すべきであり、金融投資については、公正価値により成果を認識すべきということである。このように、将来の投資リターンを投資の判断基準とする投資家にとって、投資の性質による区分により処理される会計情報が有用であるとの考える意見もあることから、基準の見直しについてはさらに議論を深める必要がある。（CL19 日本経済団体連合会）</p> <p>IASB のディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の削減」（以下 DP という）では、公正価値で測定すべきかどうかを、キャッシュ・フローの性格（変動性が大きいかなど）により区分する考え方と、活発な市場で取引される金融商品であるか否かによる区分するといった金融商品の外形で測定区分を決定する方法が示されている。また、2009年7月に公表された ED「金融商品：分類及び測定」では測定分類を「基本的な貸付金の特徴を有している金融商品」又は「契約金利をベースに管理されている金融商品」とそれ以外の金融商品の2つに分類し、測定区分を削減する案が示されている。このような外形区分による測定区分は、恣意性が働きにくく、財務報告の透明性を向上させると考えられる。金融危機を経験した現在の環境の下での企業のビジネスモデルを観察して、外形区分による測定区分をどのように反映すべきなのかを検討していくことが望まれる。（CL21 あらた監査法人）</p>
5) 非上場株式の公正価値測定	<p>また、IASB の議論においては、活発な市場における公表市場価格がなく、公正価値を信頼性をもって測定できない持分金融商品に関しては取得原価で測定する規定が、削除される方向性で検討されている。しかしながら、例えば、未公開株式の評価実務に関しては現時点で信頼性のある評価実務が必ずしも確立されておらず、作成者の実務へ与え</p>

審議事項（４） - ２

論点の項目	コメントの概要
	<p>る影響が大きいことや、企業独自に測定した公正価値情報を財務諸表に反映することは利用者にとっても必ずしも有用な情報を提供しないことを鑑みると、本規定を継続的な取扱いとすることが望ましいと考える。(CL12 生命保険協会) 同様のコメントに(CL12 日本公認会計士協会)</p> <p>現行の日本基準においては、持分有価証券については、市場価格があるかどうかにより時価評価の要否が定められているが、国際的な動向を踏まえ、市場性のない持分有価証券についての公正価値測定が会計情報の有用性の観点から必要であるかどうかを検討する必要があると考える。特に、事業投資として保有する非上場株式(子会社及び関連会社を含む)について、公正価値を測定する場合には、実務上大きな影響を及ぼすため、十分な議論が必要と考えられる。(CL03 あずさ監査法人)</p> <p>IFRS とのコンバージェンスを推進する場合、7月に公表されたEDでは原価評価の廃止が提案されているので、非上場株式の時価評価については、実務上の指針を明確にすべきである。(CL16 産業経理協会)</p>
<p>質問(4) 売却可能金融資産(その他有価証券)の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。</p>	
<p>6) 検討を進めるべき(第2案又は第3案)</p>	<p>脚注14に記載されている、包括利益と純利益の各々の概念に基づき、両者を表示することは、会計情報の有用性から必要と考えられる。この観点からは、現行の日本基準のとおり、リサイクリングは必要なものであると思われるため、第1案のように、株式・債券ともに、現状の区分のまま見直ししないことでよいと思われる。しかし、コンバージェンスの観点からは、売却可能金融資産の分類を縮小又は削除する第2案又は第3案の適否について検討をすすめることには賛成する。(CL03 あずさ監査法人)</p> <p>国際的な会計基準の動向を踏まえ、売却可能金融資産の縮小又は削減の考え方を検討しておくことは有益であるという提案に同意する。しかし、本論点整理59項及び第61項の提案については、売却可能金融資産は維持すべきであり、一部の考え方については、十分な規定整備が必要で複雑性が増す可能性があり、当初の目的を達成するかは疑問なものがある。(CL15 日本公認会計士協会)</p>
<p>7) 縮小を検討すべき(第2案)</p>	<p>保有目的(経営者の意図)及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定め、またその測定方法に従って区分を行うことが適当とする方向性を前提として、現行の売却可能金融資産(その他有価証券)の分類を削除する必要性はなく、ただしその縮小の可能性を検討すべきと考えられるため、第2案に同意する。現行の金融商品会計基準においては、多様な性格を有する有価証券が本分類に含まれている。これは、前述の「直ちに売却・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合」よりも広い範囲のものを含んでいると考えられるため、測定区分の考え方とも整合させる形で、本論点整理61項の例示を基礎として、その縮小の可能性を検討すべきである。また、債券については、本論点整理59項に示された考え方を基礎として売却可能分類を縮小することが考えられる。(CL13</p>

審議事項（４） - ２

論点の項目	コメントの概要
	新日本有限責任監査法人)
８) コンバー ジェンスの 観点から検 討を進める べき - 段階 的な縮小	日本においては欧米に比して「その他有価証券」を多用しすぎている感は否めないものの当該分類の削除は性急。資産勘定全体の変動をいずれかの利益勘定にて勘案する必要性は高いものの、段階的な縮小が望ましい。(CL07 布津陽一郎)
９) 可能性に 同意しない (第１案)	<p>売却可能金融資産(その他有価証券)の分類において「事業提携やノウハウの相互利用等のため、事業遂行上、売却の制約がある戦略的投資」に明確に分類されない有価証券についても取引先の株式を保有する等の商慣行が存在するが、そのような有価証券についてまで公正価値評価によって当期の損益として認識することは適切でなく、現行の区分を維持すべきと考える。</p> <p>最近の動きとして、IASB より、政策保有目的として指定する持分有価証券について、公正価値と簿価との差額をその他包括損益で認識し、その後のリサイクルを認めないとする「暫定合意案」が提示された。本案については、金融商品の保有目的に配慮して測定を定める考え方が考慮されており支持したいとする意見がある一方で、当該金融商品を保有している企業と保有していない企業が当期純利益で比較した場合に差異が生じないことから、適切な表示になっていないのではないかと意見もあった。(CL06 日本貿易会)</p>

審議事項（４） - ２

論点の項目	コメントの概要															
	<p>現行どおり、売却可能金融資産の分類を維持すべきであり、本論点整理において提示された第１案を支持する。</p> <p>（理由）</p> <p>我が国では、取引先に出資（株式保有）を行いながら関係を強化し、中長期的な企業利益の実現を図る企業活動が一般的であり、銀行の場合には、取引先企業の経営支援を目的に出資（株式保有）しているケースもある。こうした株式保有については、金融商品の運用ではなく、事業目的の達成のために固定資産の保有に近い性格を有しており、売却の制約があるか、当該制約がなくても中長期の保有を前提としている。したがって、売却可能金融資産に区分されている株式等の評価差額を純利益には反映させない現行の考え方を維持すべきである。</p> <p>同一の性質を有する債券であっても、短期売買目的、中長期投資目的、規制上の要件、流動性対策など、経営者の意図に応じて異なった目的で保有することが想定されるため、債券の性質にもとづいて同一の会計処理を適用するよりも、当該保有目的に応じた会計処理を選択することが、財務諸表における損益情報の有用性を高め、投資家の利益にも資すると考えられる。（CL10 全国銀行協会）（同様のコメントに（CL09 全国地方銀行協会））</p> <p>（代替案）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資の意図・特殊性を考慮した「保有目的」を重視し、「売買目的」と「継続保有目的」の２区分に分類する（第１の判定基準とする）。 ・第２の判定基準として、「継続保有目的」の分類を「金融商品の特性」により、さらに２つに区分し、測定区分を特定することが適当である。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">第１：保有目的</th> <th style="width: 25%;">第２：金融商品特性</th> <th style="width: 25%;">測定区分</th> <th style="width: 25%;">会計処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売買目的</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">公正価値</td> <td>時価会計（P/L）</td> </tr> <tr> <td>継続保有目的</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td>時価評価（評価差額をB/S計上）*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>将来CFを合理的に見積もることができる</td> <td style="text-align: center;">償却原価</td> <td>償却原価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>*：実現した損益は、P/Lに計上すべきである。（CL10 全国銀行協会）</p> <p>日本の金融市場においては、その歴史的経緯から、銀行が「その他有価証券」の区分で売却可能な有価証券として国債等の債券を相当規模で保有している。保有目的は、預金と貸出の残高や期間のミスマッチをALM上の観点から補完しつつ金利収入を得ていくための中長期的な保有であり、短期の売買目的でも、償却原価法による処理が適当な満期保有とも言えない。日本国債の残高と今後見込まれる発行量及び日本の金融機関にお</p>	第１：保有目的	第２：金融商品特性	測定区分	会計処理	売買目的	-	公正価値	時価会計（P/L）	継続保有目的	-	時価評価（評価差額をB/S計上）*		将来CFを合理的に見積もることができる	償却原価	償却原価法
第１：保有目的	第２：金融商品特性	測定区分	会計処理													
売買目的	-	公正価値	時価会計（P/L）													
継続保有目的	-		時価評価（評価差額をB/S計上）*													
	将来CFを合理的に見積もることができる	償却原価	償却原価法													

審議事項（４） - ２

論点の項目	コメントの概要
	<p>いて貸出残高を預金残高が恒常的に超過している状況に鑑み、売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小又は削除することは、以下の２つの観点から、金融商品会計の複雑性の解消という利益に比べ、想定される金融市場や国民経済への悪影響という損失が大きすぎるため、不適切であると考え。（CL10 ISDA）</p> <p style="padding-left: 2em;">国債市場に与える悪影響が甚大であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">銀行経営の安定、ひいては国民経済に悪影響を及ぼす可能性が高いこと。</p> <hr/> <p>金融商品は事業投資と金融投資という投資の性質によって区分され評価されるべきである。＜ 1＞</p> <p>事業投資により期待される収益は、公正価値の変動ではなく、事業の遂行を通じた収益獲得であることから、当該事実によって損益を認識することが妥当である。一方、金融投資により期待される収益は、公正価値の変動であるため、当該事実によって損益を認識することが妥当である。以上を基本の考えとして、「売却可能金融資産（その他有価証券）の分類の維持の適否」に挙げられている各案のうち、第１案（現状維持）に賛成である。（CL14 企業の資金調達の円滑化に関する協議会）</p> <p>第１案 現状維持：（賛成）</p> <p>第２案 縮小又は削除：（反対）</p> <p>第３案 債券について縮小又は削除：（反対）</p> <p style="padding-left: 2em;">１．会員企業の一部からは、「IASBのEDの考え方：金融商品の属性により測定区分を決定するという考え方を考慮すべき」との意見もあり。</p>
10) 金融行政・BIS規制等の観点からも検討すべき	<p>今回、IASBは7月14日付のEDにおいて、現行の「売却可能金融商品」の分類を削除し、新たな区分を設けることを趣旨とする改正案を提示している。当職はこの改正の目的について、経営危機にある欧州の金融機関を救済するためではないかと疑っている。すなわち、従来「その他有価証券」として時価評価対象となっていた証券化商品の原価評価を認めることにより、損失の先送りを容認するものとして機能し得るからである。従って、[論点2-1]に示されている時価会計の大幅な後退につながる改正には反対である。また、御委員会においては、IASBの動向のみを眺めるのではなく、金融行政及びBIS規制等との平仄を踏まえ、あるべき日本基準について探ってほしい。（CL05 岡本 修）</p> <hr/> <p>第２案（本論点整理61項）のように「戦略的投資」の株式を区分することについては、銀行監督における自己資本比率規制上の取扱いにも影響を与える可能性があることから、慎重な検討が必要である。（CL09 全国地方銀行協会）</p>
11) 国際的な動向に沿って再検討すべき	<p>実務上その影響が大きいと考えられるその他有価証券（売却可能金融資産）に関しては、IASBより平成21年7月14日に公表されたEDにおいて当該分類の削除が提案されており、本論点整理の前提となる国際的な議論が変化しているとともに、実務への影響も大きいと考えられるため、国際的な議論の動向を注視し、慎重な検討を行う必要がある。</p>

審議事項（４） - ２

論点の項目	コメントの概要
	<p>ると考える。IASB の ED では売却可能金融資産の区分削除が提案されており、この考え方を十分に整理した上で、適切な方向性を示す必要があると考えられる。（CL13 新日本有限責任監査法人）</p> <p>IFRS とのコンバージェンスを考えた場合、当該分類区分の維持という論点ではなく、持分証券を時価評価し、その評価差額をその他包括利益（評価・換算差額等）へ区分したときに、その他の損益（売却損益、受取配当金など）も同一区分とすべきかについて検討すべきである。論理的一貫性からは、同一区分とすべきとする意見も理解できるが、我が国の商慣習を考えた場合、少なくとも受取配当金については、純利益計算の中に入れるべきである。</p> <p>なお、本論点整理 61 項(1)における「事業上の制約もなく業務上の関係も有しない」という表現や、(2)における「事業提携やノウハウの相互利用等のため、事業遂行上、売却の制約がある戦略投資」という表現については、定義を明確にすべきである。（CL16 産業経理協会）</p> <p>本論点整理 61 項(2)及び 62 項の内容に反対である。</p> <p>仮に、売却に制約がある株式について特別の取扱いが必要というのであれば、IASB の ED に倣い、企業が売却に制約があるとして指定した株式は売却益の計上を認めないこととし、益出しによる損益操作を防止してはどうか？</p> <p>61 項、62 項については、IASB の ED の考え方も踏まえて、再検討すべきであろう。59 項の債券の分類についても、IASB の ED のようなビジネスモデルに基づく区分を検討してはどうか？（CL20 大和総研制度調査部）</p> <p>売却可能金融資産（その他有価証券）の測定区分の縮小は、我が国の従来の中長期投資への考え方や会計基準の基礎概念に係ることであり、企業のビジネスモデルにも影響を与えることも予想される。今後、金融危機を経た経済環境の下で、企業のビジネスモデルを観察し、売却可能金融資産（その他有価証券）の測定区分を維持していくかどうかを検討すべきであると考えられる。（CL21 あらた監査法人）</p>
12) 債権及び貸付金の分類	<p>IFRS と同様の債権及び貸付金の分類を設けるべきである。法律上の有価証券であっても一部、私募債のように活発な市場がない／流通の実績がなく公表価格がないなど、当初投資額の回収が主に信用リスクに依存しているものについては、経済実態が貸付金と同様であるため、公正価値による評価ではなく、償却原価での会計処理が妥当と考えられるからである。（CL09 全国銀行協会）</p>

審議事項（４） - ２

論点の項目	コメントの概要
	<p>現行の IAS 第 39 号に定められている「貸付金及び債権」の区分を設けるべきかどうかについては、IASB での検討状況及び我が国の会計基準の測定区分の見直しと足並みを揃えて検討を行うことが相当と考える。また、この場合において、本論点整理 60 項に記載されているように、償却原価で会計処理される分類に債券と債権の双方を統合することが適当と考えられる。(CL13 新日本有限責任監査法人)</p>
<p>質問(5) 売却可能の分類を維持すべきと考えますか。その場合、どのような金融商品をこの分類に含めるべきと考えますか。</p>	
<p>13) 維持すべき - 現行どおり</p>	<p>売却可能金融資産については、市場性があり売却可能であっても、保有目的は多様であり、保有目的を特定することが難しいものが存在するため、これらを公正価値で評価するが、リスクからの解放とはいえない段階で評価差額を当期損益には反映させないとする現状の取扱いにより、有用な純利益情報が提供できるものと考えられる。したがって売却可能金融資産の分類を維持することが望ましいものとする。また、このような分類には、現状どおり、有価証券が含まれるものと思われる。(CL03 あずさ監査法人)</p> <p>質問(3)(4)で述べた通り、会計情報がその利用者にとって真に有用なものであるためには、企業の投資の実態を、その性質に応じて適切に測定し、測定結果を正しく会計に反映することが必要であること、金融市場の安定と金融機関の金融仲介機能を維持するために売却可能の分類が有益であること等から、売却可能の分類を維持することは極めて重要であるとする。売却目的ではなく、かつ、満期保有でない有価証券（営業政策上保有する取引先の株式や国債等の債券等）をこの分類に含めるべきとする。(CL10 ISDA)</p>
<p>14) 維持すべき - 縮小は検討すべき</p>	<p>売却可能の分類については、維持すべきとする。その理由及び含めるべき金融商品の範囲については、質問(4)に対するコメントを参照のこと。(CL13 新日本有限責任監査法人)</p> <p>売却可能の分類を維持すべきとするが、現行の売買目的有価証券をより広くとらえられるように定義を見直すべきとする。現行の混合測定属性をベースにすることは適切と考えられるが、売買目的有価証券について金融商品会計基準や金融商品実務指針 65 項のように範囲を限定的に捉える基準上の制約が見られる。しかし、その他有価証券として保有する有価証券について、多くの売買を行っている企業もあるため、事業遂行上売却の制約がなく、満期まで保有することを意図しない金融資産（市場の状況によっては機動的な売却を意図している有価証券）について、売買目的有価証券の分類に含める対象を拡大することが考えられる。(CL15 日本公認会計士協会)</p>